

年金制度における子に係る加算等について

- 1 子に係る加算等について**
- 2 参考資料



年金制度における子や配偶者に係る加算の現状

年金制度における加算（子・配偶者）の現状

- 公的年金制度においては、子や配偶者のいる世帯に対して、生活保障を目的としてその扶養の実態に着目し、子や配偶者に係る加算を行っている。子に係る加算としては、障害年金・遺族年金ではそれぞれ障害基礎年金・遺族基礎年金の子に係る加算、老齢年金では老齢厚生年金（加給年金）として支給額を加算している。
- 子に係る加算の支給額は、第1子・第2子が234,800円、第3子以降は78,300円とされており、第3子以降への加算額が第1子・第2子に比べて少ない。（※金額は令和6年度価格）

《年金制度における加算の現状》（金額は令和6年度価格）

老齢年金

障害年金

遺族年金

《配偶者》加給年金

- ・ 65歳到達時に生計維持
- ・ 配偶者が65歳未満
- ・ 234,800円+特別加算（最大173,300円）

《配偶者》加給年金

- ・ 障害等級1級・2級に該当、生計維持
- ・ 配偶者が65歳未満
- ・ 234,800円（特別加算なし）

《子》加給年金

- ・ 65歳到達時に生計維持
- ・ 子が18歳になる年度末まで※
- ・ 234,800円（第2子まで）
（第3子以降78,300円）

《子》額の加算

- ・ 障害等級1級・2級に該当、生計維持
- ・ 子が18歳になる年度末まで※
- ・ 234,800円（第2子まで）
（第3子以降78,300円）

《子》額の加算

- ・ 死亡当時に生計維持
- ・ 子が18歳になる年度末まで※
- ・ 234,800円（第2子まで）
（第3子以降78,300円）

厚生年金

基礎年金

※障害等級1・2級に該当する障害の状態にある子は20歳まで。

年金制度における子に係る加算等について本日お願いする議論

- 本日は、こうした制度の現状を踏まえ、子に係る加算等について、以下の項目について委員のご議論をお願いしたい。
 - ◆ 第3子以降の子に係る加算額の考え方
 - ◆ 第1子、第2子を含めた全体としての子に係る加算額の考え方
 - ◆ 厚生年金における加給年金の対象の範囲
(障害厚生年金や遺族厚生年金のあり方、老齢厚生年金の加算要件 等)
 - ◆ 基礎年金における子に係る加算の対象の範囲
(老齢基礎年金のあり方や加算額の考え方 等)
 - ◆ 子に係る加算の国内居住要件
 - ◆ 配偶者に係る加算の考え方

年金制度における子に係る加算の見直し

見直しの考え方及び方向性

- 近年、児童扶養手当や児童手当が拡充されるなど、子ども・子育て支援に関する施策を充実する観点から、子どもへの給付の拡充が図られている。年金制度では、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置を創設し、子ども・子育て支援を進めている。
また、民間企業や公務員においても、被用者に対する扶養手当について子に対する支援を強化する動きが広がっている。
- こうした足もとの変化を受けて、年金制度においても、さらに、次代の社会を担う子どもの育ちを支援し、子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から、次のような視点で見直しを検討してはどうか。

視点① 多子世帯への支援の強化（第3子以降の加算額を第1子・第2子と同額化）

子どもの育ちを支援するという目的を有する児童扶養手当において多子世帯への支援を強化する等、近接する制度の状況を考慮し、公的年金制度における子に係る加算についても、第1子・第2子と同額となるまで、第3子以降の支給額を増額してはどうか。

具体的には次の施策を検討してはどうか。

- ・老齢厚生年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金について、第3子以降の加算額を第1子・第2子と同額化

視点② 子に係る加算のさらなる拡充

子の出生時における親の年齢が上昇傾向にある中で、子育て期間中に定年退職等を迎え、主たる収入が年金となる親が増えていくことが想定されることから、年金制度における子に係る加算を拡充してはどうか。

具体的には次の施策を検討してはどうか。

- ・子に係る加算額（234,800円（令和6年度価格））の引上げ（※）
- ・老齢基礎年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金について、新たに子に係る加算の対象に追加

その他、子の「国内居住要件」の設定、老齢厚生年金の子に係る加給年金の要件緩和（厚生年金加入期間要件を10年に短縮）、厚生年金を優先する併給調整を行うこととしてはどうか。

（※）なお、引上げ額については、民間企業や公務員の子に対する扶養手当などを参考に検討してはどうか。

年金制度における子に係る加算について（全体像）

子に係る加算を、厚生年金・基礎年金のいずれにおいても年金の種別に拠らない共通の制度※とし、子の出生順位にかかわらず、一律の金額を加算してはどうか。

（※なお、厚生年金を優先する併給調整を行う。）

厚生年金

老齢年金

《子》加給年金（支給額を増額）

- ・厚生年金の加入期間 →10年に短縮
- ・65歳到達時に生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※

【支給額】（第2子まで） 234,800円
（第3子以降） 78,300円

→ **一律の金額を加算**

【子に係る加算件数】 3.6万人（推計）

障害年金

《子》加給年金（対象に追加）

- ・障害等級1級・2級に該当、生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※

【支給額】 **一律の金額を加算**
【子に係る加算件数】 4.3万人（推計）

加給年金の共通化

遺族年金

《子》加給年金（対象に追加）

- ・死亡時に生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※

【支給額】 **一律の金額を加算**
【子に係る加算件数】 7.3万人（推計）

基礎年金と厚生年金のいずれも子に係る加算の受給要件を満たす場合は、厚生年金を優先し併給調整を行う。

基礎年金

《子》額の加算（対象に追加）

- ・65歳到達時に生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※

【支給額】 **一律の金額を加算**
（なお、加入期間に応じた金額の調整を検討）
【子に係る加算件数】 2.2万人（推計）

《子》額の加算（支給額を増額）

- ・障害等級1級・2級に該当、生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※

【支給額】（第2子まで） 234,800円
（第3子以降） 78,300円

→ **一律の金額を加算**

【子に係る加算件数】 11.1万人（推計）

《子》額の加算（支給額を増額）

- ・死亡時に生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※

【支給額】（第2子まで） 234,800円
（第3子以降） 78,300円

→ **一律の金額を加算**

【子に係る加算件数】 4.4万人（推計）

加算額の共通化

※障害等級1・2級に該当する障害の状態にある子は20歳まで

（件数は令和4年度時点での推計、金額は令和6年度価格。） 6

老齡基礎年金における子に係る加算の検討

加算のあり方についての検討

- 新たに老齡基礎年金においても子に係る加算を行う場合、対象者の要件や加算額についてどのように考えるか。

【支給要件の考え方】

- 老齡基礎年金の受給権が発生した時点で、遺族基礎年金や障害基礎年金と同様の以下の要件を満たし、かつ、その状態が維持されている者に子に係る加算を支給することとしてはどうか。
 - ・ 子の生計を維持
 - ・ 子が18歳未満（18歳になる年度末まで。子が障害等級1級または2級の状態にある場合は20歳未満。）

【加算額の考え方】

- 子に係る加算は、子の数に比例して一律に定額を加算する仕組みである。遺族基礎年金や障害基礎年金については、本体給付額も受給資格を満たす者に定額を給付する制度であるが、老齡基礎年金においては保険料の免除や納付猶予等がある中で受給権者の保険料納付状況は様々であり、本体給付の受給額も様々である。
そのため、老齡基礎年金の受給権者間で不公平感が生じないようにする仕組みを検討してはどうか。
- 遺族基礎年金において、受給権の取得には長期要件として死亡した者に25年間の受給資格期間を求めている。一方で、老齡基礎年金は受給資格期間10年間で受給権が発生するため、定額の給付である子に係る加算について、遺族基礎年金の受給権者とのバランスを失することの無いような仕組みを検討してはどうか。
具体的には、加算額の満額支給の要件として、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計月数で25年間（300月）を求めることとし、300月に満たない受給権者はその月数に応じて調整することとしてはどうか。

$$\text{加算額} = \text{子に係る加算額（満額）} \times \frac{\text{保険料納付済期間} + \text{保険料免除期間} \quad ※}{300\text{月}}$$

※ 国民年金法第27条により将来の年金額につながる期間とされている保険料納付済期間と免除期間について、それぞれを1月として算出することとする。

子に係る加算についての国内居住要件の検討

対象とする子の範囲についての検討

- 次世代育成支援という類似の目的を有する制度として児童手当や児童扶養手当等が挙げられ、児童手当や児童扶養手当では親・子の双方に原則、国内居住要件を設けている。例えば児童手当においては、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するという観点から国内に居住する子どもに支給することが制度目的に沿うと整理されてきた。
- 年金制度における子に係る加算の給付範囲について、こうした類似の目的を有する制度と整合的となることが望ましいが、子に係る加算の対象となる子についても国内居住要件を設けること^(※)としてはどうか。

(※) 加算の対象である「子」に国内居住要件を設け、受給権者である「親」には現行どおり国内居住要件を課さないことを想定。

- 社会保険である年金制度において、加算の対象となる子の範囲に国内居住要件を設けることについては、今回の拡充後の子に係る加算の性格を踏まえ、以下のような視点から整理してはどうか。
 - ・ 本体部分の年金給付は保険料の拠出と保険給付が対価的な関係にある。一方で、子に係る加算については子の数に比例する定額給付であり、子の数に関わらず負担する保険料が不変であることを踏まえると、原則として、加算部分の給付は保険料拠出と対価的な関係にはないといえる。
このような性格を持つ今回の子に係る加算の拡充は、次世代育成支援という政策的な目的で行うものであり、その趣旨を踏まえれば、支給対象に一定の制約を設けることは政策的な配慮の範囲内と整理できるのではないか。
 - ・ なお、これまで年金制度において、福祉年金等の保険料負担と結びついていない給付については国内居住要件を設けて運用されている。

配偶者加給年金（老齢厚生年金）の主な制度改革とその考え方について

配偶者加給年金の制度趣旨

- ・ 老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権発生時等に生計を維持する配偶者・子がいる場合に、その扶養の実態に着目し、当該年金給付の額に加給年金額を加算する。

昭和60年改正時の配偶者加給年金の考え方

- ・ 昭和60年改正において、第三号被保険者制度の導入により、被扶養配偶者である妻も強制加入となり、65歳から自らの老齢基礎年金を受給できることとされた。昭和60年改正以前の旧法の老齢年金から新法の老齢厚生年金に移行するにあたって、旧法の計算方法の考え方（夫名義の年金で夫婦2人が生活できるような給付設計）から妻の基礎年金部分と配偶者加給年金部分を切り出し、その部分を妻の老齢基礎年金とした上で、配偶者加給年金は配偶者が老齢基礎年金を受給できる65歳までの間の有期給付とされた。
- ・ また、妻が65歳に達するまでの世帯の年金水準と、第3号被保険者等であった妻が満額の老齢基礎年金を受給できる65歳以後の水準との著しい格差が生じることのないように経過措置として、配偶者加給年金本体部分に特別加算を行うこととされ、特別加算を合算した配偶者加給年金額が老齢基礎年金の満額の2分の1の額となるように設定された。

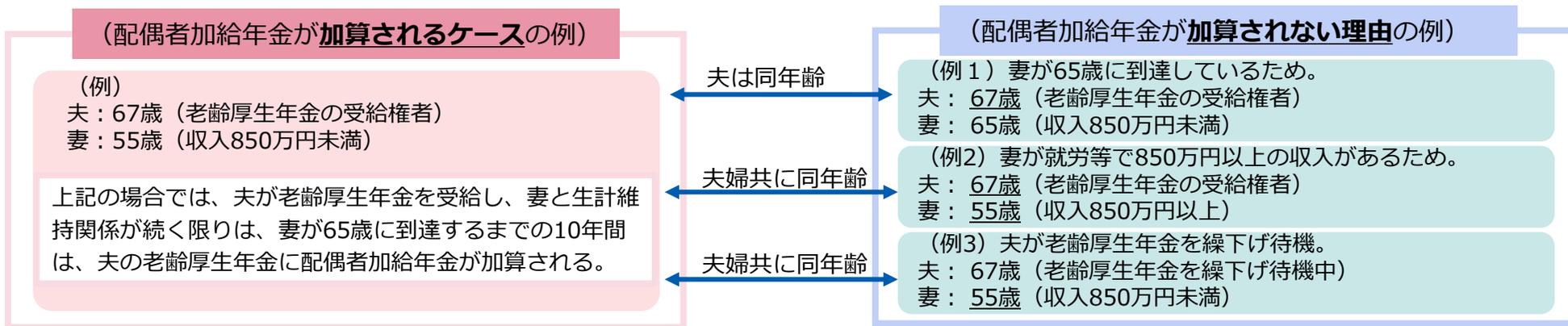
現状と方向性

- ・ 上記のとおり、夫婦がともに65歳に到達し、基礎年金を受給するまでの間（一方が65歳以上、その配偶者が65歳未満である間）は、受給権者の老齢基礎年金と配偶者加給年金額を加算した老齢厚生年金により世帯の給付水準を維持するという考え方で配偶者加給年金が支給されている。
- ・ 高齢期における就業が進展する中で、65歳前の配偶者が就労して報酬を得ているとしても、受給権者の老齢厚生年金に加算されている加給年金が支給停止されることはなく、加給年金は単に生計維持関係（配偶者との同居と、配偶者の収入が850万円未満であることが条件）にある65歳未満の年下の配偶者がいれば加算されることになる。（※）
- ・ 女性の就業率の向上に伴う共働き世帯の増加など社会状況の変化等を踏まえ、扶養する年下の配偶者がいる場合にのみ支給される配偶者に係る加算の役割は縮小していくと考えられることから、**現在受給している者への支給額は維持した上で、将来新たに受給権を得る者に限って支給額について見直すことを検討してはどうか。**

（※）65歳前に配偶者が老齢厚生年金（被保険者期間240月以上）を受給している場合には、受給権者の配偶者加給年金は支給停止されるが、令和12（2030）年度に女性の老齢厚生年金の支給開始年齢が65歳に引き上げが完了する。

配偶者加給年金（老齢厚生年金）の考え方について

- 現行の配偶者加給年金は、本人の年齢に関わらず配偶者の年齢等により受給の可否が決まるため、現行の制度に改正された昭和60（1985）年からの社会状況の変化を踏まえると、受給権者間の公平性の観点からの課題もある。



- ・ 夫婦の年齢差がある場合のみ加給年金が加算される。
- ・ 配偶者が国民年金被保険者である場合、配偶者のその種別（第一号、第二号、第三号被保険者）は問わず、生計維持要件を満たせば加算される。
- ・ 夫婦の年齢差はあっても、繰下げ待機をしている場合は、加給年金は支給されない。

- 昭和60（1985）年改正時と現在（令和4（2022）年時点）を比較すると、女性の就業率が高まり共働き世帯が増加している。また、女性の平均年金額や厚生年金の受給権者数も増加している。

	昭和60（1985）年	令和4（2022）年
①雇用者の共働き世帯（妻64歳以下）	718万世帯	1191万世帯
②女性の就業率（50～54歳） （55～59歳）	60.0 % 49.9 %	79.2 % 74.0 %
③女性の平均年金額（月額）	国民年金 27,600円 (注) 当時、女性の厚生年金受給権者は少ない。 厚生年金受給権者（女性）106万人（※2）	厚生年金 74,800円（※1） （基礎年金 53,400円） (注) 女性の就業率向上や年金制度改正により女性の厚生年金受給権者が大幅に増加。 厚生年金受給権者（女性）1,653万人（※2）

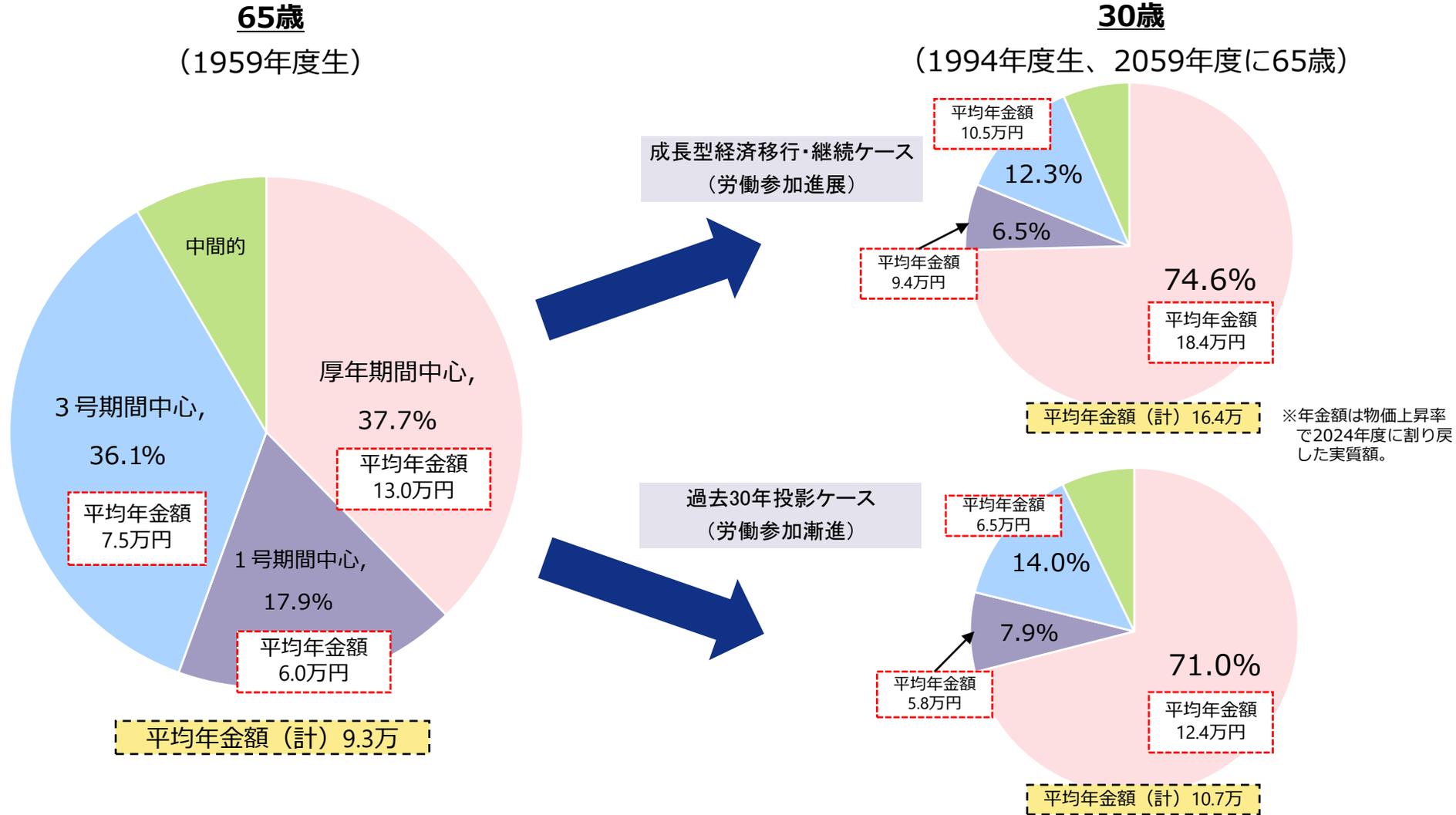
（※1）厚生年金の平均年金額（74,800円）には基礎年金月額を含んでいる。

（※2）昭和60年改正前（旧法）の厚生年金保険における老齢年金の受給要件は、厚生年金の被保険者期間20年以上（特例措置として女性の場合35歳以降15年以上）とされていることから、昭和60年の人数には被保険者期間20年未満（35歳以降15年未満）の者は含まれていないが、令和4年の人数には被保険者期間が1年以上20年未満の者も含まれている。

①②出典：男女共同参画白書 令和5年版 / 総務省「労働力調査」、③出典：「厚生年金保険・国民年金事業年報（昭和60年度、令和4年度）」

現役時代の経歴類型の変化（女性）

○ 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者（厚年期間中心の者）が増加し、1号期間や3号期間中心の者が減少する見通し。特に女性は、厚生年金に加入しながら働く者の増加による将来の平均年金額の伸びや低年金の減少が大きい。



※現行制度のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

※経歴類型の「厚年期間中心」は厚生年金の被保険者期間が20年以上、「1号期間中心」は1号被保険者期間が20年以上の者、「3号期間中心」は3号被保険者期間が20年以上の者、「中間的」はそれらいずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

- 1 子に係る加算等について
- 2 **参考資料**

これまでの年金部会における主なご意見（加給年金）

【加給年金の基本的な在り方】

- ・ 昭和29年創設の老齢厚生年金の配偶者加給年金は、夫が年上、妻が年下といった当時の夫婦像がモデル。夫婦の年齢差で支給の有無や長短が決まり、公平性の観点から見直しの検討が必要。現在はライフスタイルも多様化し、単身世帯の増加や夫婦の形も様々。厚生年金に夫婦ともに加入する世帯も増加が見込まれ、現在の社会に整合的ではない。
- ・ 加給年金は、女性が専業主婦で働くことができないことを想定した制度。年の差夫婦ほど支給期間が長く、独身の者には支給されず、今の時代では不公平。年下パートナーの収入が850万円以下という支給要件も、金額が高過ぎる。
- ・ 60代前半の女性の労働力率も6割を超え、50代以下では75%超であることを踏まえ、夫が65歳に達した後、65歳未満の妻を働けないものとみなして加給年金を支給する必要性は薄れている。
- ・ 子が対象の加給年金は、65歳時に高校生以下の子がいる者に支給されるが、既に子育てが終了した世帯には加算されない。若くて経済的に大変な時に子を育てた者もあり、配偶者加給年金と同様、年齢によって支給の有無が左右される。
- ・ 障害厚生年金の配偶者加給年金は、老齢厚生年金と同様に、妻が専業主婦という旧来のモデルにおいて、配偶者を扶養しなければならない分、保障を厚くするという考え方に基づいている。しかし、共働き世帯が増えており、配偶者に所得がある障害者は、配偶者がいない障害者と比べて世帯所得が増えるといった優位な立場にあることを踏まえると、配偶者加給年金の位置づけを改めて考える必要がある。

【繰下げ受給への影響】

- ・ 加給年金は繰下げ受給の判断を鈍らせる。繰下げ受給や就労意欲に影響することがないように制度設計すべきであり、子や障害の場合に配慮しつつ、廃止の方向でよいのではないか。
- ・ 繰下げ受給に悪影響を与えている加給年金は、女性の特老厚の年齢の引上げに伴い、制度の矛盾がこれから加速していく。加給年金の改革は時間との戦いであり、問題はどのように改革していくかに絞られている。

【経過措置の必要性等】

- ・ 遺族年金や加給年金については、現行制度を前提として生活設計を立てている方が多くいる。また、女性の働き方が変化しているものの、現在の20代の方と現在の40代、50代の方では、状況が大きく異なるため、これらの仕組みの見直しを行う場合は、十分な経過措置が必要。
- ・ 今後、振替加算の対象者が徐々にいなくなっていくタイミングとしては、配偶者加給年金もその役割を果たしたと言える。なお、加給年金は老齢によるものに限られず、対象者も配偶者だけではないため、それぞれについて議論が必要。

【老齢厚生年金の加給年金（子）、障害厚生年金の配偶者加給年金について】

- ・ 子に向けた加給年金については、最近の晩婚化や晩産化の影響で、年金受給者が18歳未満の子を養うというケースは増えてくると思われる。その部分については年金制度でフォローするというものもあるように考えられることから存続してもよいのではないか。
- ・ 老齢厚生年金における配偶者加給年金は公平性の観点からもその役目というのは既に終えたと考えられるが、障害厚生年金における配偶者加給年金、老齢厚生年金の子に対する加給年金は、それとは分けて考えたほうがよいのではないか。

公的年金制度の年金給付における加算一覧

①支給要件、②年額、③受給者数、支給総額

	老 齢	障 害	遺 族
厚生年金	<p>配 加給年金</p> <p>①65歳到達時に生計維持・65歳未満</p> <p>②234,800円+特別加算(最大173,300円) = 最大408,100円(※1)</p> <p>③92.0万人、3,571億円</p> <p>子 加給年金</p> <p>①65歳到達時に生計維持・18歳になる年度末まで(※2)</p> <p>②234,800円(第2子まで) (第3子以降78,300円)</p> <p>③2.6万人、70億円</p>	<p>配 加給年金</p> <p>①生計維持・65歳未満・ 障害等級1級又は2級</p> <p>②234,800円(特別加算なし)</p> <p>③8.3万人、185億円</p>	<p>配 中高齢寡婦加算</p> <p>①妻・40～64歳(※4)</p> <p>②612,000円</p> <p>③28.3万人、1,650億円</p> <p>配 経過的寡婦加算</p> <p>①妻(昭和31年4月1日以前に生まれた者に限る)・65歳以上or中高齢寡婦加算の受給権者</p> <p>②610,300円～20,367円(生年月日による)</p> <p>③346.4万人、10,690億円</p>
基礎年金	<p>配 振替加算</p> <p>①65歳到達時に生計維持・加給年金対象者(※3)</p> <p>②234,100円～15,732円</p> <p>③737.5万人、7,953億円</p> <p>配 寡婦年金</p>	<p>子 子の加算</p> <p>①生計維持・18歳になる年度末まで</p> <p>②234,800円(第2子まで) (第3子以降78,300円)</p> <p>③9.9万人、324億円</p>	<p>子 子の加算</p> <p>①死亡時に生計維持・18歳になる年度末まで</p> <p>②234,800円(第2子まで) (第3子以降78,300円)(※5)</p> <p>③7.8万人、243億円</p>

注 ②年額については、令和6年度価格。③受給者数及び支給総額については、令和4年度末時点の数値(年金局調べ)。旧法給付、共済組合が支給する年金給付は含まない。

※1 昭和18年4月2日以後生まれの者。

※2 障害厚生年金1級・2級を受給中の子については20歳未満。なお、障害基礎年金の子の加算がある場合は老齢厚生年金の子による加給年金は停止となる。

※3 大正15年4月2日～昭和41年4月1日生まれの者に限る。

※4 子のある妻の場合、40歳に到達した当時、18歳になる年度末までの間(国年法の障害等級に該当する場合は20歳未満)にある子がいることを要する。

※5 子が遺族基礎年金を受給する場合は、第2子223,800円、第3子以降74,600円となる。

厚生年金における各種加算の支給要件について

		老 齢 厚 生 年 金	障 害 厚 生 年 金	遺 族 厚 生 年 金
本体給付		<p>以下の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料納付済期間と保険料免除期間等を合算した期間（以下「受給資格期間」）が10年以上あること ・厚生年金の加入期間を有すること ・原則65歳以上であること <p style="text-align: center;">加入期間の要件を緩和</p>	<p>以下の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった傷病の初診日があること ・障害認定日時点で、障害の状態が障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること ・初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、受給資格期間が3分の2以上あること※¹ 	<p>下記の①～④のいずれかの要件を満たす者に生計を維持されていた遺族であること</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者である間に死亡したとき※² ② 被保険者であった者が、被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で初診日から5年以内に死亡したとき※² ③ 1級・2級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき ④ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格を満たした者が死亡したとき（死亡した者が25年以上の受給資格期間を有しているときに限る）
	加給年金の支給対象を拡大			
加給年金	子	<p>厚生年金加入期間が10年以上の老齢厚生年金受給権者が65歳に到達した時点で以下の要件を満たし、かつ、その状態が維持されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子の生計を維持 ・子が18歳未満（18歳になる年度末まで） ※障害等級1級・2級の子は20歳未満 	<p>障害等級1級・2級の障害厚生年金の受給権者であって、以下の要件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子の生計を維持 ・子が18歳未満（18歳になる年度末まで） ※障害等級1級・2級の子は20歳未満 	<p>遺族厚生年金の受給要件を満たす被保険者の死亡当時、以下の要件を満たし、かつ、その状態が維持されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（死亡時は被保険者、その後は遺族年金を受給する配偶者が）子の生計を維持 ・子が18歳未満（18歳になる年度末まで） ※障害等級1級・2級の子は20歳未満
	配偶者	<p>厚生年金加入期間が20年以上の老齢厚生年金受給権者が65歳に到達した時点で、以下の要件を満たし、かつ、その状態が維持されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の生計を維持 ・配偶者が65歳未満 	<p>障害等級1級・2級の障害厚生年金の受給権者であって、以下の要件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の生計を維持 ・配偶者が65歳未満 	<p>なし （一定の要件を満たす場合は中高齢寡婦加算や経過的寡婦加算が加算される）</p>

※¹ 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければ足りる。

※² 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、受給資格期間が3分の2以上あることが必要。ただし、死亡日が令和8年4月1日前にあるときは、死亡した者が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければ足りる。

基礎年金における各種加算の支給要件について

		老 齢 基 礎 年 金	障 害 基 礎 年 金	遺 族 基 礎 年 金
本 体 給 付		<p>以下の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格期間が10年以上あること ・ 原則65歳以上であること <p style="text-align: center;">加算する子の対象を拡大</p>	<p>以下の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の原因となった傷病の初診日が国民年金加入期間か、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間のいずれかにあること ・ 障害認定日（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日）時点で、障害の状態が障害等級表に定める1級または2級のいずれかに該当していること ・ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、受給資格期間が3分の2以上あること※¹ 	<p>下記の①～③のいずれかの要件を満たす者に生計を維持されていた遺族であること</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者である間に死亡したとき※² ② 被保険者であった60歳以上65歳未満の者で、日本国内に住所を有していた者が死亡したとき※² ③ 老齢基礎年金の受給権者または受給資格を満たした者が死亡したとき（死亡した者が25年以上の受給資格期間を有しているときに限る）
	子	<p>老齢基礎年金の受給権が発生した時点（65歳以上）で、以下の要件を満たし、かつ、その状態が維持されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子の生計を維持 ・ 子が18歳未満（18歳になる年度末まで） ※障害等級1級・2級の子は20歳未満 	<p>障害基礎年金の受給権者が以下の要件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子の生計を維持 ・ 子が18歳未満（18歳になる年度末まで） ※障害等級1級・2級の子は20歳未満 	<p>遺族基礎年金の受給要件を満たす被保険者の死亡当時、以下の要件を満たし、かつ、その状態が維持されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （死亡時は被保険者、その後は遺族年金を受給する配偶者が）子の生計を維持 ・ 子が18歳未満（18歳になる年度末まで） ※障害等級1級・2級の子は20歳未満
	配偶者	<p>なし （一定の要件を満たす場合は振替加算が加算される）</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

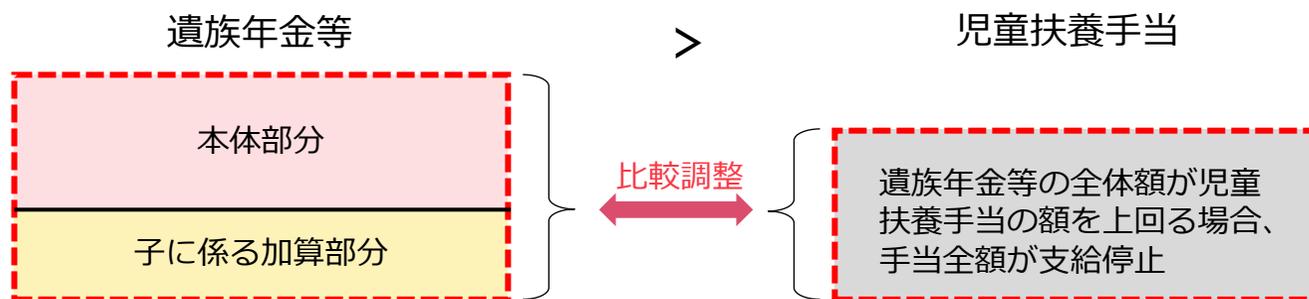
※¹ 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければ足りる。
 ※² 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、受給資格期間が3分の2以上あることが必要。ただし、死亡日が令和8年4月1日前にあるときは、死亡した者が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければ足りる。

主な他制度の状況

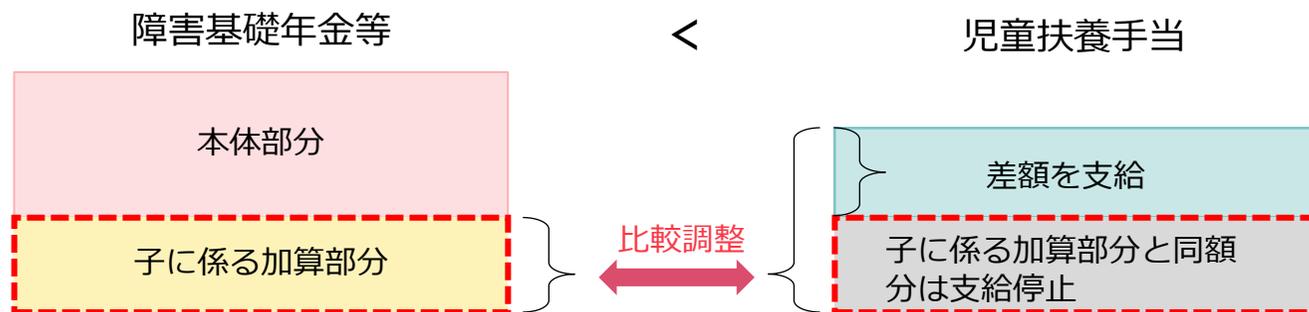
	児童扶養手当	児童手当
子の人数と 給付額の関係	<p>【加算額の考え方】 ：第2子以降は一律</p> <p>【令和6年の主な制度改正】令和6年11月から ・児童3人目以降への支給額を児童2人目と同額まで引上げ</p> <p>【支給対象】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある間の児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等について下記の額を給付（月額）</p> <p>【手当額】（金額は令和6年4月時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額支給の場合 <ul style="list-style-type: none"> 第1子の加算額：45,500円 第2子以降の加算額：10,750円 （改正前：第3子以降の加算額：6,450円） ・一部支給の場合 <ul style="list-style-type: none"> 第1子の加算額：45,490～10,740円 第2子以降の加算額：10,740～5,380円 （改正前：第3子以降の加算額：6,440～3,230円） 	<p>【加算額の考え方】 ：基本は一律、一部の給付では第3子以降を増額</p> <p>【令和6年の主な制度改正】令和6年10月から ・所得制限を撤廃 ・高校生まで支給期間を延長 ・第3子以降への支給額を30,000円に増額</p> <p>【支給対象】 児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を）を養育している者に下記の額を給付（月額）</p> <p>【手当額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満： <ul style="list-style-type: none"> （第1・2子）15,000円 （第3子以降）30,000円 ・3歳以上高校生年代まで： <ul style="list-style-type: none"> （第1・2子）10,000円 （第3子以降）30,000円 <p>※「第3子以降」とは、児童及び児童の兄弟等のうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことをいう。</p>
子の国内居住要件	<p style="text-align: center;">あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は親・児童に国籍要件があったが、昭和50年改正で児童、昭和56年改正で親についてそれぞれ削除（難民条約） ・当初より親・児童に国内居住要件が存在 	<p style="text-align: center;">あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は親に国籍要件があったが、昭和56年改正で削除（難民条約） ・（親に加えて、子ども手当を経て）平成24年改正で児童に国内居住要件を導入

児童扶養手当と公的年金の併給調整

- ① 障害基礎年金等以外の公的年金等（※1）を受給している者（障害基礎年金等は受給していない者）は、公的年金等の額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当は全額支給停止



- ② 障害基礎年金等（※2）を受給している者は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として支給（※3）



（※1）遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金（3級）のみを受給している者。

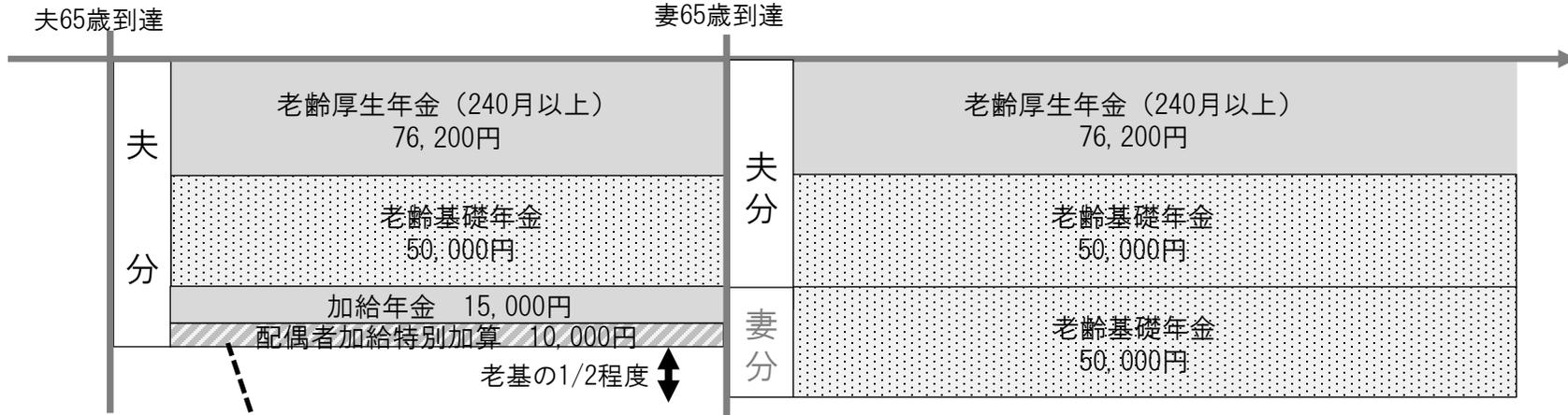
（※2）国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

（※3）令和3年3月分の手当以降、障害基礎年金等を受給している者について、児童扶養手当の額が障害年金の子に係る加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として支給。

配偶者加給年金の特別加算について

配偶者加給特別加算…年上の夫が老齢年金を受け始めてから、年下の妻に老齢基礎年金が支給されるまでの間の年金水準の確保を図るための加算であり、老齢厚生年金にのみ存在している。

<成熟時の標準的年金額（月額・昭和59年度価格）>



- 配偶者加給特別加算は、昭和60年改正法の法案審議時に衆議院修正により追加。
- 特別加算により、妻（国民年金の加入期間が40年に達した場合）が65歳に達して老齢基礎年金を受給した以後とそれ以前の差が、老齢基礎年金（月額50,000円）の1/2程度（25,000円）に縮まる。

<配偶者加給特別加算額表（年額（月額）・令和5年度価格）>

受給権者の生年月日	特別加算額を含む加給年金額	うち特別加算額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	262,500円（21,875円）	33,800円（2,816円）
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	296,200円（24,683円）	67,500円（5,625円）
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	333,000円（27,500円）	101,300円（8,441円）
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	363,700円（30,308円）	135,000円（11,250円）
昭和18年4月2日以後	397,500円（33,125円）	168,800円（14,066円）

老齢厚生年金の定額部分単価が高い世代については、生年に応じて逡減する仕組みとされた。